

「鹿児島市上町ふれあい広場及び 上町の杜公園」

警備業務の細目

鹿児島市上町ふれあい広場及び上町の杜公園の警備業務は、次のとおりとする。なお、現場の状況に応じて管理上必要と認める業務については、この細目に記載されていない事項であっても必要に応じて実施しなければならない。

1 業務範囲

- (1) 鹿児島市上町ふれあい広場の管理諸室内の警備
- (2) 鹿児島市上町ふれあい広場及び上町の杜公園内の屋根付きイベント広場等の警備
- (3) 駐車場の警備
- (4) 園路、遊具等の安全点検

2 主な業務内容

- (1) 管理諸室内の警備、広場等の警備、
 - ① 管理諸室内及び広場等における警備（機械警備を含む。）及び巡回
 - ② 管理諸室内及び広場等における盗難及び火災の防止
 - ③ 来場者の整理、誘導、案内及び介助
 - ④ ビラ等貼り禁止、許可以外の物品販売の規制
 - ⑤ 不正利用者の指導、排除
 - ⑥ 各出入口、各室及び各窓の施錠及び消灯の確認
 - ⑦ 事故発生時における関係者への通報連絡
 - ⑧ その他警備に付随する業務
- (2) 駐車場の警備
 - ① 大型車駐車場出入口の開錠及び施錠
 - ② 不法侵入車両及び駐車車両の排除
 - ③ その他駐車場の警備に付随する業務
- (3) 園路、遊具等の安全点検
 - ① 園路の安全点検
 - ② 複合遊具等の安全確認

3 定時巡視の回数

使用時間（午前 8 時 30 分から午後 9 時まで）において、2 回以上実施するものとする。
ただし、施設の利用状況に応じて、巡視回数を増やす場合がある。